

令和5年2月1日

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果の公表

総務省は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）の一部を改正する省令案について、令和4年11月25日から同年12月26日までの間、意見を募集しました。その結果、3件の意見の提出がありましたので、提出された意見及び総務省の考え方を公表します。

1 経緯

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案を作成し、令和4年11月25日から同年12月26日までの間、意見募集を実施しました。

2 意見募集の結果

意見募集を実施したところ、3件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙のとおりです。

別紙は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布するほか、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 省令の公布及び施行

本意見募集の結果を踏まえて、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令が本日公布され、施行されたところです。

【連絡先】

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担当：小澤課長補佐、小島係長、松村官

電話：03-5253-5487

E-mail：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。